マイナポータル等連携プラットフォーム API

利用ガイドライン

令和６年１１月

国税庁課税部個人課税課
国税庁課税部法人課税課

目次

１　はじめに..... 1
⑴　ガイドラインの目的..... 1
⑵　用語の定義..... 1
⑶　マイナポータル等連携 PF API とは..... 1
２　API 概要 2
⑴　概要..... 2
⑵　想定されるユースケース..... 2
⑶　画面遷移のイメージ..... 2
⑷　取得可能な控除証明書等..... 7
⑸　取得可能な曜日及び時間..... 8
⑹　控除証明書等を取得するための絞り込み条件..... 8
⑺　納税者等が用意すべきもの..... 8
⑻　マイナポータル等連携 PF API のバージョン管理について..... 8
３　マイナポータル等連携 PF API を利用するための手続..... 10
⑴　API 連携の利用検討及び仕様公開申請 10
⑵　開発..... 10
⑶　ユニーク ID の発行申請..... 11
⑷　連動テスト..... 11
⑸　本番環境申請..... 12
４　マイナポータル等連携 PF API 利用開始後の手続..... 13
⑴　利用者情報に変更が生じた場合..... 13
⑵　ユニーク ID の利用を停止する場合..... 13
⑶　要求元アプリの秘密鍵を更新する場合..... 13
５　よくある質問（Ｑ＆Ａ）..... 13
６　お問合せについて..... 13

改訂履歴

年月	項目	改訂内容等
R2.3		新規作成
R2.6	本文改訂	仕様公開申請手続を、書面による申請から入力フォームによる申請に変更（P8）
R3.12	本文改訂	令和４年１月向けのマイナポータル等連携プラットフォームがリリースされることに伴う画面イメージの差替え等
R4.12	本文改訂	補足事項等の追記（P1）、(P7)、(P9)、(P10)、(P11)、(P12) 取得可能な控除証明書等の追加(P7)
R5.8	本文改訂	①　３の⑸「本番環境申請」について、本番環境利用開始後に新たに連動テストを実施した場合の手続を追記（P11） ②　４の⑶「要求元アプリの秘密鍵を更新する場合」について、必要な手続きを新規に記載（P12） ③　６「お問合せについて」、問合せ前の留意事項を追記（P13）
R6.5	本文改訂	①　２の⑷　取得可能な控除証明書等について、取得可能な控除証明書等を更新（P7） ②　２の⑸　取得可能な曜日及び時間の表３について、民間送達サービス名を更新（P8） ③　３の⑴　API 連携の利用検討及び仕様公開申請について、審査に必要な日数を追記（P9） ④　３の⑵　開発について、問合せ回答に必要な日数を変更（P9） ⑤　３の⑶　ユニーク ID の発行申請について、公開鍵の送付期限を変更（P10） ⑥　３の⑷　連動テスト、および⑸　本番環境申請について、各申請の提出期限を変更、各種連絡票の再提出が必要となるケースを追記（P10）、（P11）、（P12） ⑦　４の⑶　要求元アプリの秘密鍵を更新する場合について、秘密鍵の送付期限を変更（P12） ⑧　６　お問合せについて、回答までに要する期間を変更（P13）
R6.11	本文改訂	①　２の⑶　画面遷移のイメージをマイナポータル API の修正に合わせて最新化（P3-6） ②　２の⑷　取得可能な控除証明書等について、取得可能な控除証明書等を更新（P7） ③　２の⑹　取得情報種別に本人・被代理人の控除証明書等を同時に取得可能とする旨を追記（P8）

1　はじめに

⑴　ガイドラインの目的

本ガイドラインは、国税庁が提供する「マイナポータル等連携プラットフォーム API」（以下、「マイナポータル等連携 PF API」といいます。）の概要及びマイナポータル等連携 PF API を利用するための手続等を、利用者にわかりやすく解説することを目的としています。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の検討（法制面を含みます。）や技術動向により、事前に通知を行うことなく変更される場合があります。継続してマイナポータル等連携 PF を利用される場合は、定期的に本ガイドラインが変更されていないか確認する必要があります。

⑵　用語の定義

本ガイドラインで使用する用語の定義は、マイナポータル等連携プラットフォーム利用規約第２条に準じます。

⑶　マイナポータル等連携 PF API とは

マイナポータル等連携 PF とは、国税庁が提供する API の１つです。

利用者が提供する要求元アプリと、マイナポータルの情報連携を実現する API です。

【図１】マイナポータル等連携 PF API

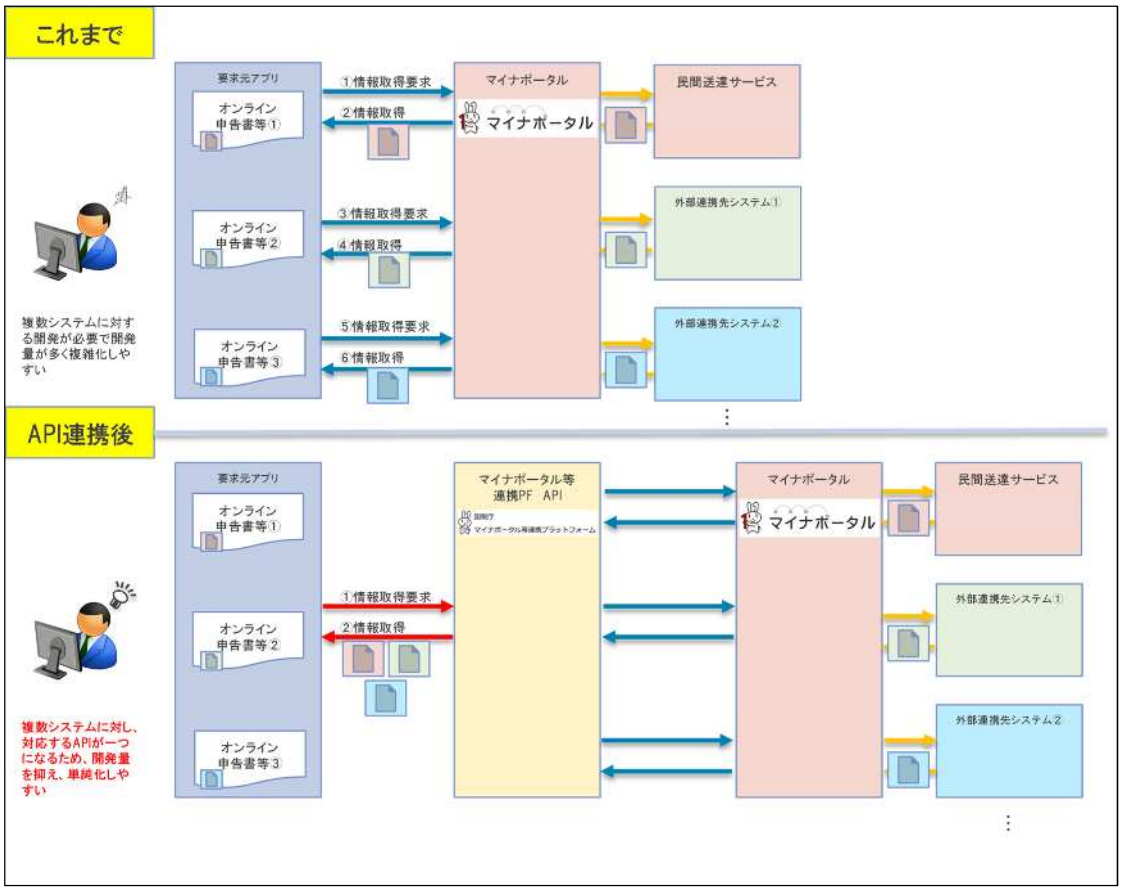

２　API 概要

⑴　概要

マイナポータル等連携 PF　API によりマイナポータルと要求元アプリを連携することで、納税者等がマイナポータルから控除証明書等を安全かつスピーディに取得し、要求元アプリにおいて利用することが可能となります。

【図２】API 概要

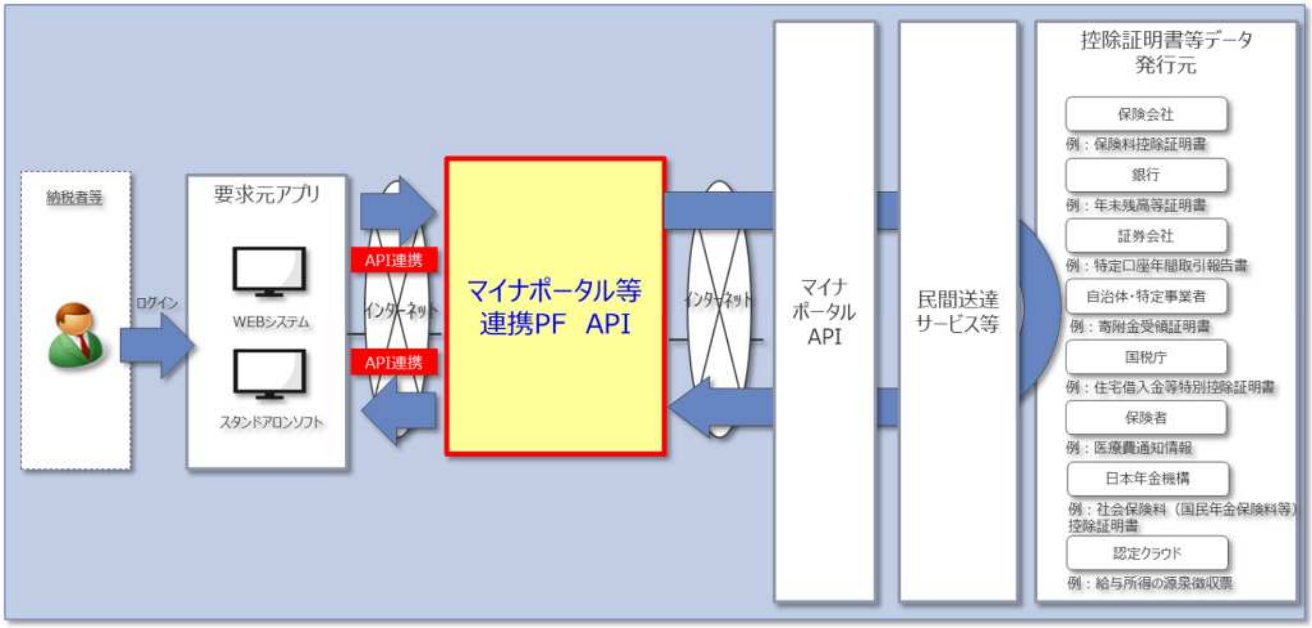

⑵　想定されるユースケース

例えば、納税者等が、年末調整手続及び確定申告手続の際に必要な控除証明書等をマイナポータルから取得することで、要求元アプリにおいて年末調整手続及び確定申告手続を円滑に進めることが可能となります。

⑶　画面遷移のイメージ

⑵で示したユースケースについて、画面遷移のイメージを示します。

なお、本ガイドラインに記載の画面遷移イメージは Web システムをユースケースとしたものであるため、スタンドアロンソフトを利用する場合は、マイナポータル等連携 PF API 画面が異なる場合があります。

① 納税者等は、確定申告書作成画面において「マイナポータル等と連携する」ボタンを押下します。

【図３】画面遷移のイメージ

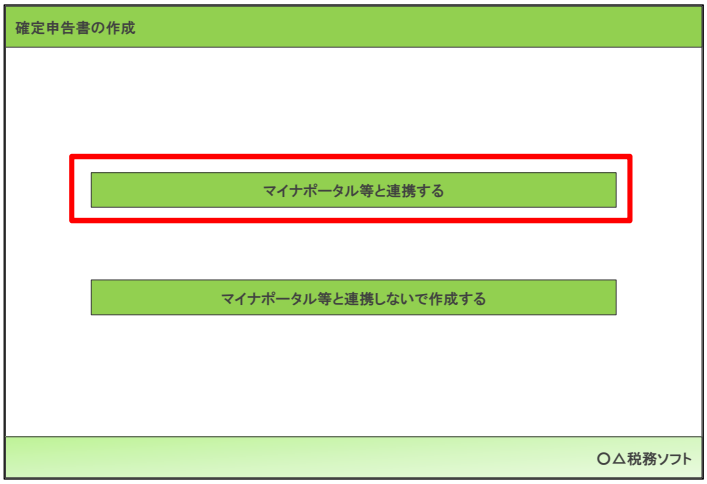

② マイナポータル画面に遷移し、マイナポータル等連携プラットフォームを通じてマイナポータルから情報を取得する旨及びマイナポータルの利用規約について同意確認の上、マイナンバーカードの認証方法を選択し、マイナンバーカードを利用して本人確認を行います。

【図４】画面遷移のイメージ

【図５】画面遷移のイメージ

【図６】画面遷移のイメージ

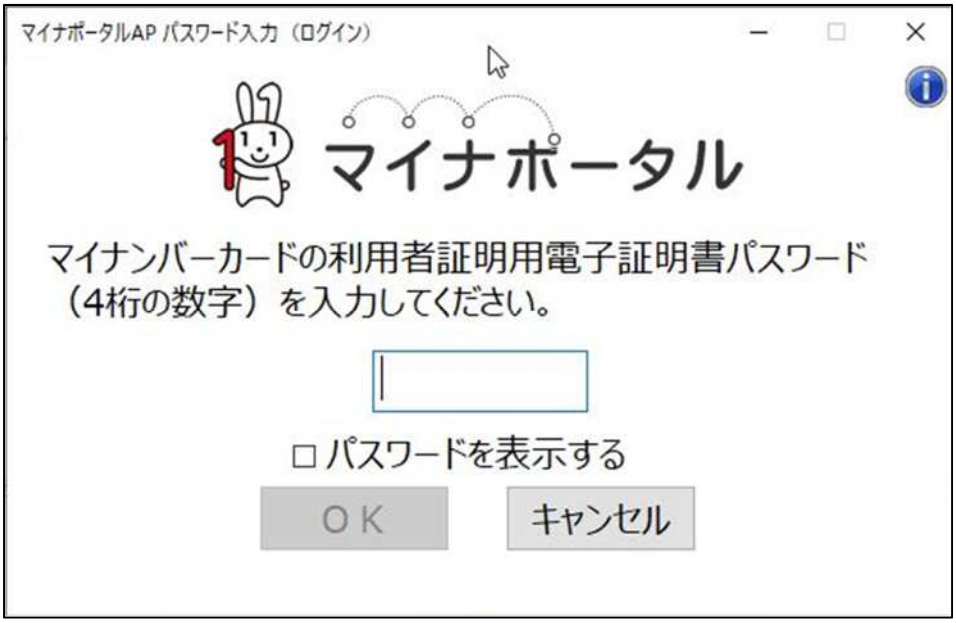

③　マイナポータル画面において、控除証明書等を要求元アプリに提供することについて、納税者等に確認します。

【図７】画面遷移のイメージ

④　マイナポータルから取得する控除証明書等の一覧が表示されます。
取得する控除証明書等の「選択」欄にチェックがあることを確認の上、「次へ」ボタンを押下します。

【図８】画面遷移のイメージ

⑤　要求元アプリ画面に遷移し、マイナポータルから取得した控除証明書等を確認します。

【図９】画面遷移のイメージ

確定申告書の作成

マイナポータル等から取得した情報			
NO	連携対象データ	反映先帳票	氏名
1	令和〇〇年分 給与所得の源泉徴収票	所得税申告書の入力	国税 太郎
2	令和〇〇年分 医療費通知情報	所得税申告書の入力	国税 太郎
3	令和〇〇年分 寄附金控除にかんする証明書	所得税申告書の入力	国税 太郎

次へ

〇△税務ソフト

⑷　取得可能な控除証明書等

マイナポータルから取得可能な控除証明書等は、次のとおりです。

なお、税制改正等により取得可能な控除証明書等が増える可能性があります。

また、マイナポータルから取得可能な控除証明書等は、e-Tax 仕様書に基づき作成されたものとなります。

令和 7 年１月よりデータ連携を開始する下記様式については、データの利活用のみでの利用を想定しているため、確定申告や年末調整の添付書類としては使用不可となりますのでご了承ください。

・項番 17：生命保険契約等の一時金の支払調書
・項番 18：生命保険契約等の年金の支払調書

なお、上記様式については e-Tax で仕様公開されている XML 構造とは異なりますので、詳細については国税庁 HP を参照お願いいたします。

【表１】取得可能な控除証明書等

	控除証明書等	利用区分		取得可能時期
		年末調整	確定申告	
1	生命保険料控除証明書	○	○	令和２年10月以降
2	地震保険料控除証明書	○	○	令和３年10月以降
3	社会保険料控除証明書	○	○	令和５年１月以降
4	年末調整のための（特定増改築等） 住宅借入金等特別控除証明書	○	○	令和２年10月以降
5	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	○	○	令和２年10月以降
6	寄附金受領証明書	－	○	令和４年１月以降
7	寄附金受領証明書(複数寄附対応用)	－	○	令和４年１月以降
8	寄附金控除に関する証明書	－	○	令和４年１月以降
9	特定口座年間取引報告書（令和2年以降用）	－	○	令和３年１月以降
10	公的年金等の源泉徴収票	－	○	令和５年１月以降
11	医療費通知（お知らせ）	－	○	令和４年２月以降
12	給与所得の源泉徴収票	－	○	令和４年１月以降
13	給与所得の源泉徴収票情報	－	○	令和６年１月以降
14	退職所得の源泉徴収票・特別徴収票	－	○	令和４年１月以降
15	小規模企業共済等掛金控除証明書	○	○	令和５年10月以降
16	住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等情報	－	○	令和７年１月以降
17	生命保険契約等の一時金の支払調書	－	○	令和７年１月以降
18	生命保険契約等の年金の支払調書	－	○	令和７年１月以降

⑸　取得可能な曜日及び時間

納税者等が、マイナポータルから控除証明書等を取得するためには、マイナポータル及び民間送達サービスが稼働している必要があります。

【表２】マイナポータルの運用日・時間

項番	サーバの運用日・時間
1	24 時間 365 日

【表３】民間送達事業者の運用日・時間

項番	民間送達サービス	サーバの運用日・時間	備考
1	野村総合研究所「e-私書箱」	24 時間・365 日	メンテナンス等により一時的に利用できない場合あり
2	日本郵便株式会社「MyPost」		
3	㈱シフトセブンコンサルティング「民間送達・e-Tax 連携サービス」		

⑹　控除証明書等を取得するための絞り込み条件

利用者が、控除証明書等を取得するための絞り込み条件は、次のとおりです。

なお、絞り込み条件を設定しない場合は、控除証明書の取得ができません。

【表４】絞り込み条件

項番	用　語	説　明
1	取得情報種別	本人分、被代理人分、又は本人・被代理人分いずれの控除証明書等を取得するかを識別するフラグを設定する。
2	手続き種別	年末調整手続又は確定申告手続いずれの控除証明書等を取得するかを識別するフラグを設定する。
3	取得年分	取得する控除証明書等の発行年分を西暦で設定する。 なお、マイナポータルから各種証明書等を取得する場合は、単年ずつのみ指定が可能です。

⑺　納税者等が用意すべきもの

納税者等は、マイナポータルにアクセスし、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書）による本人確認を行う必要があります。

なお、マイナポータルにアクセスするためには、パソコン及びカードリーダーライタ又はマイナンバーカードの読み取り可能なスマートフォンが必要です。詳細は、マイナポータルサイト（https://img.myna.go.jp/html/dousakankyou.html）をご確認願います。

⑻　マイナポータル等連携 PF API のバージョン管理について

マイナポータル等連携 PF API はバージョン管理を行わないため、マイナポータル等連携 PF API の仕様変更の取り込みを行わない場合は、マイナポータルの API 連携が正常に動作しない可能性があります。

そのため、国税庁公表サイトにおいて、仕様変更の有無を適宜確認する必要があります。

3　マイナポータル等連携 PF API を利用するための手続

利用者がマイナポータル等連携 PF API を利用するための手続は、次のとおりです。

⑴　API 連携の利用検討及び仕様公開申請

はじめに、本ガイドライン及びマイナポータル等連携プラットフォーム利用規約の内容を確認し、機密保持誓約事項に同意の上、仕様公開申請入力フォームから申請を行います。

なお、仕様公開については、セキュリティ確保の観点から審査が必要となるため、10 営業日程度必要とする場合があることにご留意ください。

【表５】API 連携の利用検討及び仕様公開申請

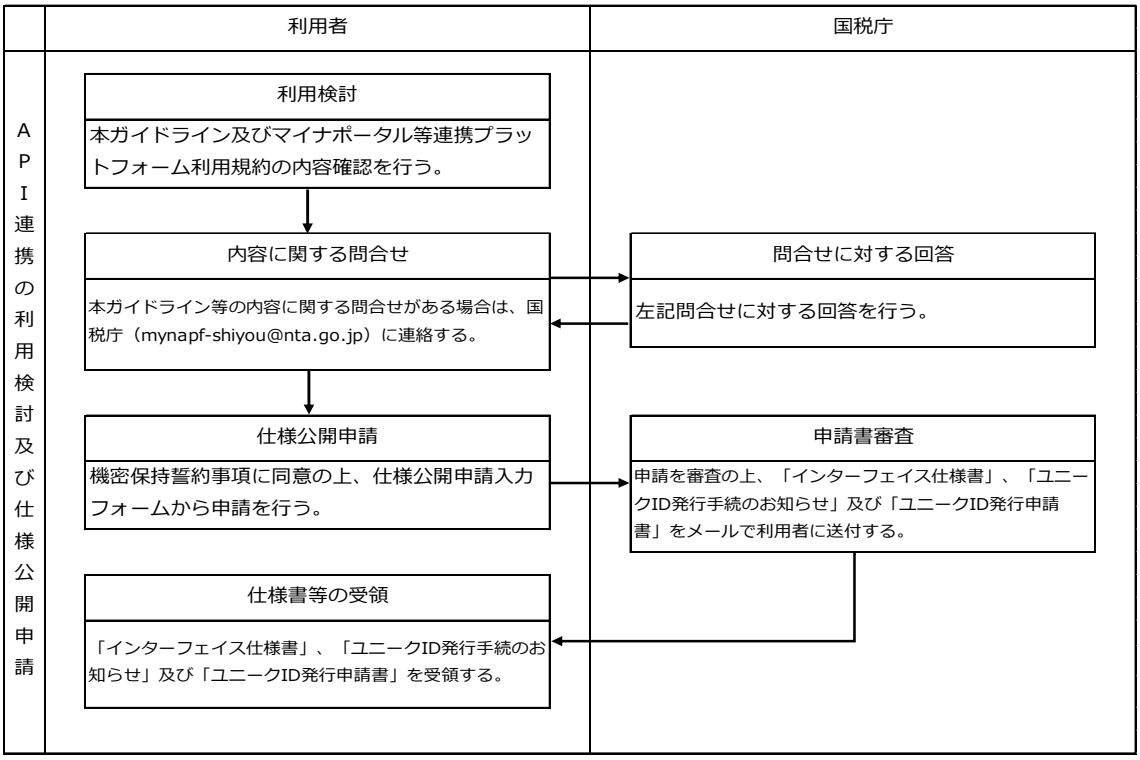

⑵　開発

インターフェイス仕様書等に基づき、開発を行います。

【表６】開発

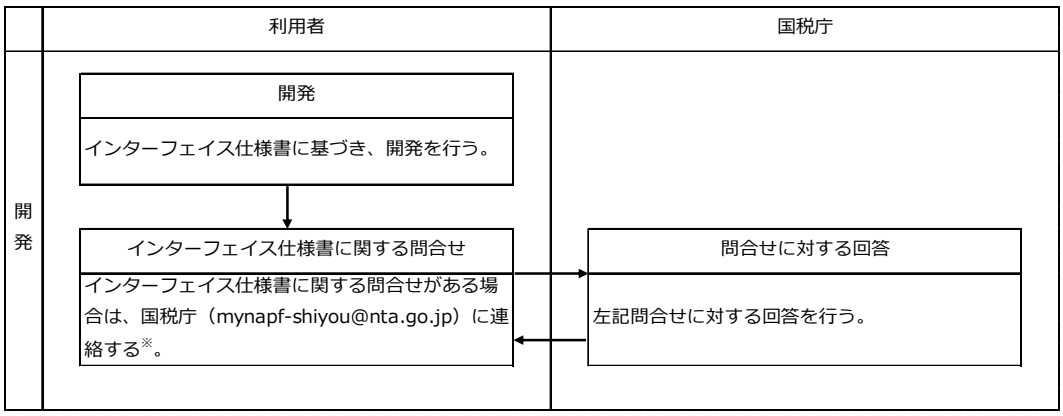

※　問合せは多数に及ぶことがあるため、回答までに 10 営業日程度必要とする場合があります。開発に際しては、問合せに要する時間も考慮いただき、余裕をもって問合せいただく必要があることにご留意ください。

⑶　ユニーク ID の発行申請

マイナポータル等連携 PF　API の利用に当たっては、国税庁が発行するユニーク ID が必要です。

ユニーク ID を利用することで、マイナポータル連携プラットフォームと、要求元アプリを API 連携することが可能となります。

「ユニーク ID 発行手続のお知らせ」を確認し、ユニーク ID の発行申請を行います（申請に当たり、開発が完了している必要はありません。）。

要求元アプリが Web システムの場合は、要求元アプリの公開鍵（本番用）をユニーク ID の発行申請書と併せてメールで提出します。

なお、要求元アプリの公開鍵（本番用）は、セキュリティ維持のため２年おきに更新することを利用規約で定めております。そのため、継続してマイナポータル等連携 PF を利用する場合は、必ず定期的に要求元アプリの公開鍵（本番用）を更新する必要があります。

また、公開鍵を更新する場合は、10 営業日前までに、国税庁（mynapf-shiyou@nta.go.jp）へ新しい要求元アプリの公開鍵（本番用）を提供してください。

【表７】ユニーク ID の発行申請

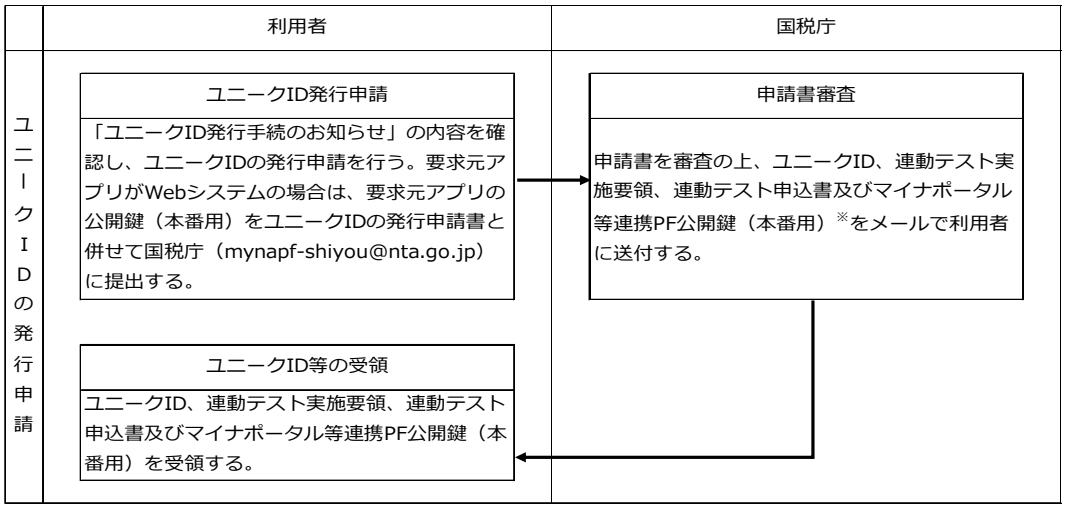

※　マイナポータル等連携 PF 公開鍵（本番用）について、国税庁は、セキュリティ維持のため２年おきに更新します。なお、新しい公開鍵は、１年おきに国税庁公表サイトに公表しますので、継続してマイナポータル等連携 PF を利用する場合は、定期的に要求元アプリへ取り込みを行う必要があることにご留意ください。

⑷　連動テスト

連動テストを行う場合は、「テスト実施等連絡票」及び要求元アプリが Web システムの場合は公開鍵（テスト用）をメールで提出します。

国税庁側でテスト実施に必要な登録作業を実施するため、テスト開始の 10 営業日前迄に提出を行う必要があります。

なお、令和６年１月以降にテストを完了した利用者においては、申請情報に変更が生じない限り、「テスト実施等連絡票」に記載された「連動テスト希望期間」の終了後においても、継続してテスト環境の利用が可能です。

一方で、下記情報のいずれかに変更がある場合は、テスト開始の 10 営業日前迄に「テスト実施等連絡票」等を再度提出する必要があります。

・　ユニーク ID
・　法人名
・　要求元アプリ名称
・　要求元アプリの FQDN 名
・　公開鍵（テスト用）
・　テスト実施端末のグローバル IP アドレス
・　連動テスト希望環境（追加がある場合）

また、テスト環境の利用が不要となった場合は、速やかに国税庁（mynapf-shiyou@nta.go.jp）に連絡するものとします。

【表８】連動テスト及び本番環境利用

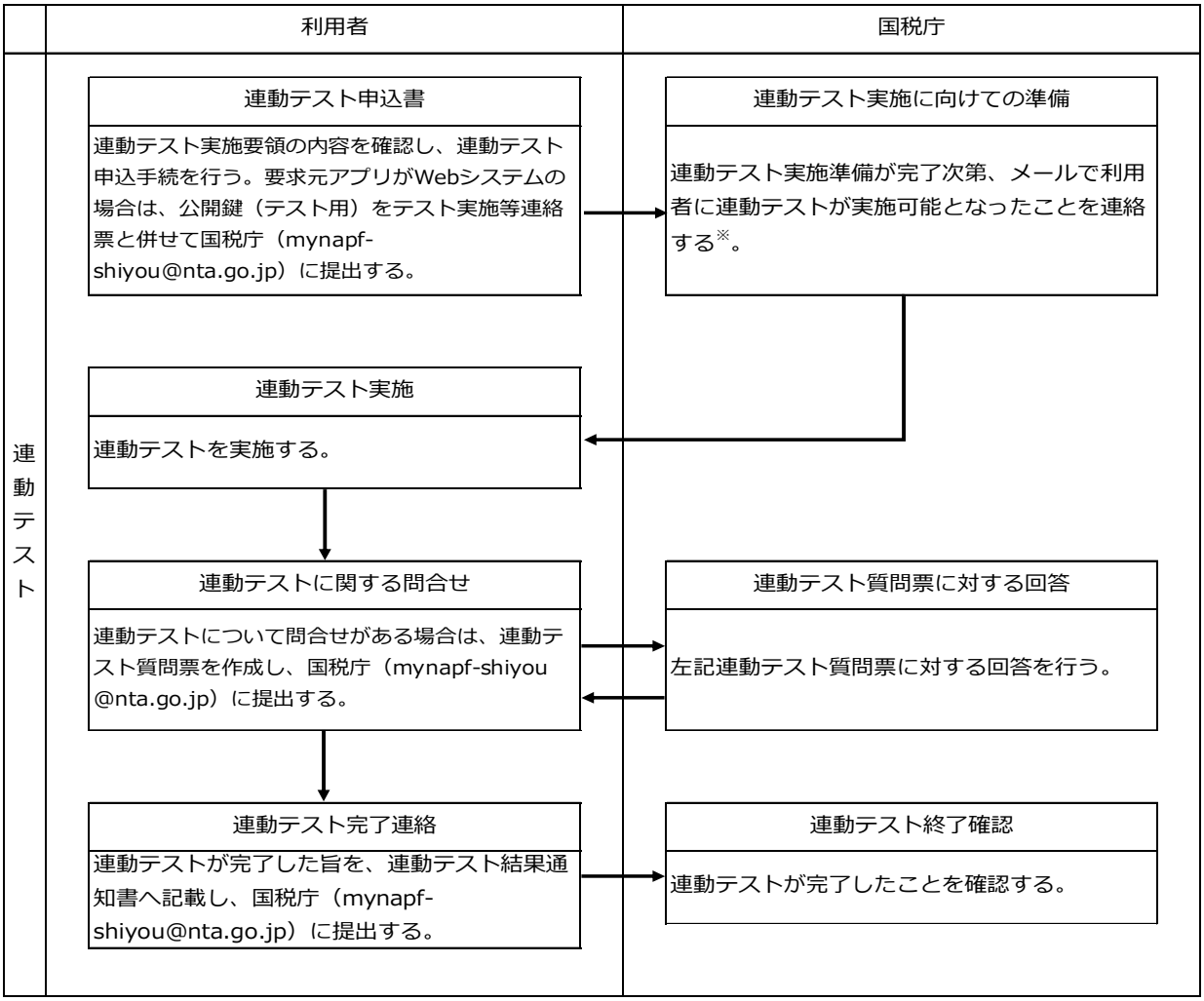

⑸　本番環境申請

連動テスト完了連絡後、本番環境利用開始予定日の 10 営業日前迄に「本番運用開始連絡票」を国税庁（mynapf-shiyou@nta.go.jp）に提出します。

なお、下記情報のいずれかに変更がある場合は、本番環境の情報を変更する予定日の 10 営業日前迄に、再度「本番運用開始連絡票」を提出する必要があります。

・　ユニーク ID
・　法人名
・　要求元アプリ名称

・　要求元アプリの FQDN 名

・　公開鍵（本番用）

また、要求元アプリが Web システムの場合は、再度の「本番運用開始連絡票」の提出に併せて、要求元アプリの公開鍵（本番用）の更新が必要ないかを確認し、更新が必要な場合は併せて提出してください。

【表９】本番環境利用

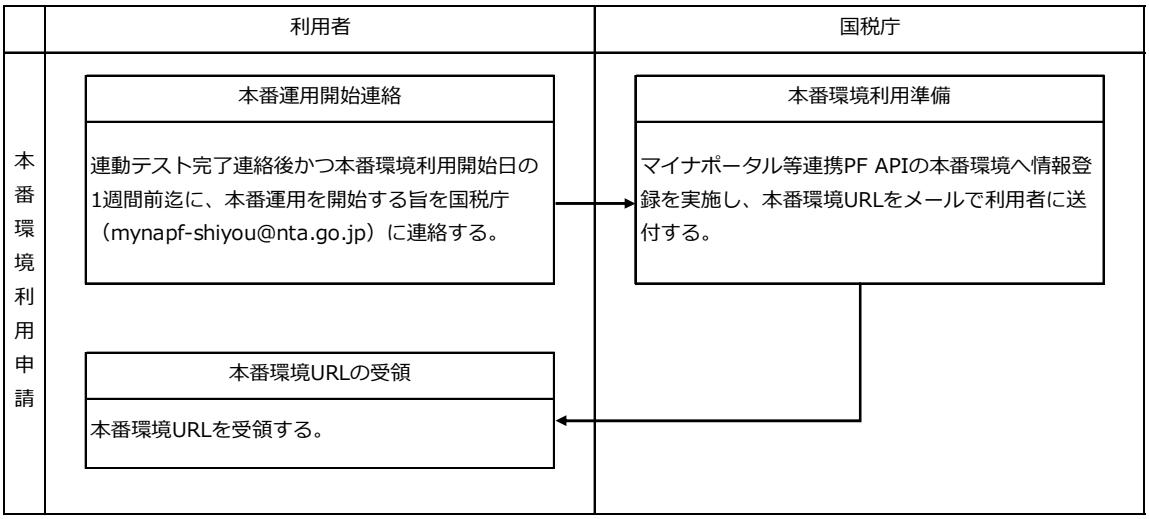

4　マイナポータル等連携 PF API 利用開始後の手続

利用者が行うマイナポータル等連携 PF API 利用開始後の手続は、次のとおりです。

⑴　利用者情報に変更が生じた場合

ユニーク ID 発行申請時における利用者情報に変更が生じた場合は、ユニーク ID 及び利用者情報の変更内容を、国税庁公表サイトの「ユニーク ID 利用者情報変更届出入力フォーム」に入力の上、提出します。

⑵　ユニーク ID の利用を停止する場合

利用を停止するユニーク ID を、国税庁公表サイトの「ユニーク ID 利用停止届出入力フォーム」に入力の上、提出します。

⑶　要求元アプリの秘密鍵を更新する場合

本番環境利用開始後に要求元アプリの秘密鍵を更新する場合は、秘密鍵の更新に合わせて国税庁で登録している公開鍵も更新する必要があります。そのため、新しい秘密鍵の本番環境利用開始予定日の 10 営業日前迄に「本番運用開始連絡票」及び新しい公開鍵（本番用）を国税庁（mynapf-shiyou@nta.go.jp）に提出する必要があります。

5　よくある質問（Ｑ＆Ａ）

「よくある質問（Ｑ＆Ａ）」につきましては、国税庁公表サイトに記載しています。
（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mnp_question/question.htm#mn1）

6　お問合せについて

マイナポータル等連携 PF API に関するお問合せは、国税庁課税部個人課税課・法人課税課マイナポータル等連携 PF 担当者宛（mynapf-shiyou@nta.go.jp）に連絡願います。

なお、お問合せは多数に及ぶことがあるため、回答までに 10 営業日程度必要とする場合があります。開発に際しては、問合せに要する時間も考慮いただき、余裕をもって問合せいただく必要があることにご留意ください。

また、連動テスト時の操作誤り等に基づくエラーに係る問合せが発生しております。お問合せに際しては、事前にインターフェイス仕様書及び連動テスト実施要領を確認いただくなど、設定方法や操作方法に問題がないかを事前に確認いただくようお願いします。